

文書館だより

第10号

昭和63年2月

ケイヤクとムラ規約

文書館 都丸 十九一
運営協議会委員



一、ムラムラのケイヤク

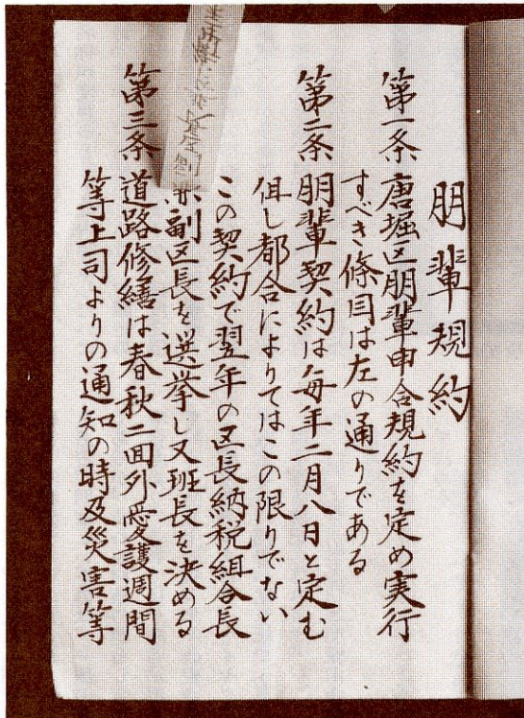
ここにケイヤクというのは、村寄合のことであるが、これを現代風に、年度初の総会といえはすぐわかるであろう。ケイヤクとあえて片仮名書きするのは、以下のように、特殊な意味・内容をもっているからである。ムラも、江戸時代の行政村、近代に入ってからの大字の場合もあるが、それより下位の小集落、小組の場合も多く、時には隣保班単位の場合もある。そこで行政村との混同をさけるためにムラと書くことにする。

ケイヤクの語は、西上州では現在でも広くつかわれている。近年この語を使わ

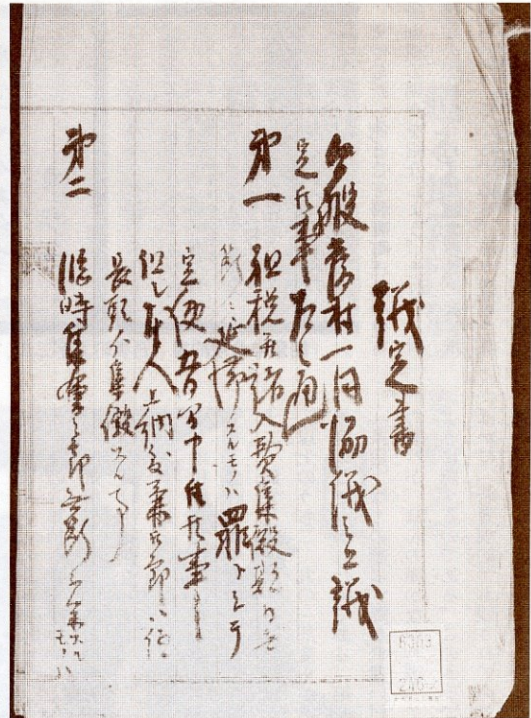
ないで、総会とか、新年会といっているところもある。東上州ではケイヤクに代って一般的な「寄合」、またはウタイゾメという場合もある。しかし、稀に江戸時代のことばを残したと思われるものもある。子持村上白井で使われていたコマイヨセ、ケイセイ(カンジョウ)・ブセネカンジョウなどは、年末に行なわれる寄合が多かつたようであるが、それぞれ小前寄せ、皆済(勘定)・夫銭勘定などである。これらは、年末であつても、全くケイヤク同様の機能を果たしていた。

ケイヤクの行なわれる日の多くは、一月中旬から二月中旬ころで、一月十七日・二月節分の翌日・二月初午などが多かった。中には、二月に入つて雪の降つた日などというところもある。

行なう主体はムラで、これを真面目に



昭和56年「朋輩申合規約書」(吾妻町三島、唐堀組)



明治17年「村議定書」(勢多郡龍蔵寺村・現前橋市)

やっているとここでは、現代風に、事業報告や予定、予算などを承認し決定する。ムラ役を決め新加入者が紹介される。しかしこういう形式が整っているのは、おおかた大きいムラで、小ムラでは、そうしたことは省略され、あるいは事前に決定しておいて、専ら飲食を中心としている例も多い。

各地のケイヤクの具体的内容を報告すれば民俗的に興味津々たるものがあるが、そこにならずにいるわけにはいかない。が、ムラ人たちは、飲食談の興味につられて、二番、三番のケイヤクに及ぶことがある。また女だけの、若者だけのケイヤクも行なわれている。これら子どもにも及ぼす場合もある。

ケイヤク(契約)に飲食が中心となるのは何事か、というなかれ。『妙法寺記』(続群書類従所収)永正八年(一五一二)の記事に、悪疫流行に際して「諸人契約ヲシテ酒ヲ飲ム事無限」とある。古来、誓約に酒はつきものだったのである。

ところで村寄合に「契約」の語を使うのは、やはり飲むだけではない、文字通りの契約が行なわれたのである。それは、江戸時代の村議定の伝統に立っていると思われる。

二、村議定の伝統

村寄合や村議定については、近世の研究者からの発言がある。そこで私は、

明治以降に限定してみよう。

村寄合に村議定を読むことは、明治になってすべてびたりと中止されたのではない。ほとんど同じ内容がひきつづき同様のやり方で行なわれたところもある。原田龍雄翁が「新上野」昭和六年三月号に報告されたのは、翁の生地倉瀬村岩水あたりのことと思われるが、明治の半ばすぎまで、若者組の二月初午の契約の折、議定書を読み聞かせられた。それは、前々「公儀被仰出候御条目の趣は勿論、自今以後被仰出候御法度之儀、堅可相守事」。

以下五項にわたるものであったという。

同様なものをも本多夏彦翁は、「新治村史料集」第四集に報告している。これは、同村羽場において文政十三年(一八三〇)以降大戦直前まで、契約ごとに読まれていたという。やはり五項であった。

これらはいずれも若者組のケイヤクであるが、当時若者組がいずれも四十歳から四十二歳までであり、家に該当年齢がない場合は、一戸一人は必ず出席する例も多く、結局ムラケイヤクになる。こうした系統のものも、今日でもなお各地にみることができ。

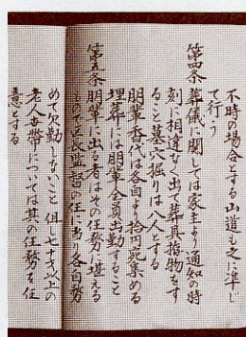
ところで、ケイヤクに読みあげられるものは、当初は「議定」であったが、しだいに名称を変えてゆく。多くは「規約」であるが、渋川市阿久津では「整約書」、

吾妻(現利根)郡布施村では「結約書」、ほかに「寛書」その他もあった。

名称が変わるとともに内容もしだいに変わってゆく。当初のころは、村議定の色彩がつよく、前掲のような「法度之儀 堅相守」式のもので、具体的には、博奕・徒党・無宿者の宿泊などを禁止して道徳的訓戒などが多かったが、しだいにそれが影をひそめ、村落内自治に根ざしたさまざまな生活規制を行なうようになる。



朋輩申合規約書(吾妻町大字三島、唐堀組)



そうした一例として吾妻町三島のうち唐堀組の場合を紹介しよう。それは、村議定の伝統が今日まで絶えることなく継続されているからである。年々改定されているので、あえて私の手許にある最も

新しいものを使う。表紙に「朋輩申合規約書 昭和五十六年二月八日 唐堀組」とある。朋輩というのは、一種の葬式組であるが、これを村落の語として用いる場合もあり、ここでは、両者が混用されている。全文十二条。年々改定されてきたの結果で、本文にも、ケイヤクによって改定された部分が貼り紙で示される。

以下逐条摘記してみよう。

一、(第一条—以下同じ)朋輩申合規約を定める。

二、契約は二月八日とする。ここで村役を決める。

三、道路修繕のこと。

四、葬儀における互助・香代。

五、朋輩仕事に欠動しない。

六、桑の二年梢を立てない。

七、田畑境界より三間内に樹を立てない。

八、区費は平等割りとする。

九、役員任期。

十、納税組長は副区長を兼任する。

十一、会計は前年度の区長が当たる。

十二、病氣見舞に対する快気祝はしない。

以上のうち二、九の一部変更があり本年度にひきつがれたのである。第一条の

「条目」などの語に、遙かに遠い村議定の香りが、ほんの僅かながら漂っているように感ずるのである。このムラでは、ほかに「若者規約」も残されていて興味深い。

三、ムラの規約の内容

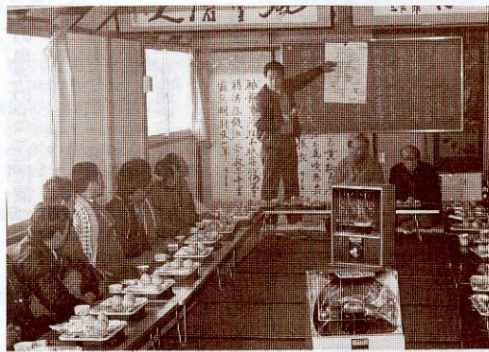
ムラ規約は、公儀からのおしきせから完全に脱皮して、自治の内容をもちこんでいく。そこには、ムラ自治のその時々の実態が表現されていて興味をひかれる。

規約には、多くの内容をもりこんだものもあるが、単一の内容のみのももある。例えば、黒保根村鹿角の「共同水車申合規約」(明31)は水車だけの、現渋川市の湯上村畑中の「町内申合規約書」(明27)は博奕の、同村(行幸田)の「寛書」(昭2)は落葉・薪の、新治村布施の「儉約決議録」は儉約についてのそれぞれ単一主題についての規約になっている。消防に関するものは、人々の生命、財産の安危に関することだから、各地で単独で規約化されている。

しかし多くの規約においては、村落内のさまざまな事象を広範にとりあげて、これらを規制しようとしている。その内容は多岐にわたる。よく整っているものについては、規約加入者の資格から始まって總會の位置づけから役員・区費などから各種規制に及び、しまいに罰則・規約変更・付則に及んでいるものがある。が、そうしたものは稀で、その時々が必要に応じて決められ、随時変更改廃していったことがわかる。

各種項目のうち最も多いものは、冠婚

葬祭に関するものである。これには必ず振舞や見舞が伴う。例えば香代とか、祝祭における酒などはどうしても派手になりがちであるから、これを抑制している。中には結婚式において盃の数まできめている例もある。以上は、村議定の段階から既にあり、ムラ規約を経て今日の市町村の新生活運動までひきつがれている一貫した生活運動だと思われる。やはり同様にして年中行事規制がある。やは



「ケイヤク風景」(吾妻町大字大戸字平)

り今日までひきつがれるものとして、門松は心松を立てない、などがある。吾妻町岩下の「大村組規約」(昭10)では、ドンドン焼き・鳥追・初午・祇園・夏祭・盆・月見・秋葉・神迎・庚申・三峯・燈明等が掲げられるが、常に抑制ばかりで

なく奨励もあつて注目される。

なお規約中の他の項目を拾ってみると、芸能の興行規制・諸勸化禁止・村人足への積極参加・時間尊重・共有財産管理・ムラ触れ・防火対策・災害救助・病氣衛生などがあげられる。さらにごく細かい生活規制が具体的に申し合わされていく興味深いので、そうした一例を白沢村の「平出規約」(昭30)で拾ってみよう。前掲項目のほかに、なお次のようなものがある。

○田の畦草は他人のものは刈らない。
○桑の木・山の枯木も同様。○筍・竹の皮も同様。○栗の実拾うのはよいが落とすのはいけない。○鼠取薬は共同使用すること。○家畜を飼う上の注意。

家畜を飼うことは至るところで問題になっている。前橋市小坂子では、犬・鶏の放し飼いを禁じ、同市関根村では、一戸に付鶏三羽に限定し、それ以上飼う場合は柵を設けよという。黒保根村八木原では、鶏を雌雄二羽に定め、それ以上飼う他人に迷惑をかけたときは、如何なる処分も覚悟せよ、とすらいっている。

これらのほか、昔の慣習の名残りと思われるものもある。前橋市小坂子の「小坂子町規約」は、昭和五十六年度に配布されたものらしいが、その一項に、「5月8日は旧例により赤城山赤城神社に毎戸

五穀豊稔祈願奉拝すること」とある。これは赤城山信仰を物語る貴重な資料で、民俗として裏づけもあるが、少なくとも配布されたころは、すでに空文化していたのではないかと思われる。

四、慣習法として

ムラのさまざまなしきたりや規制が、規約という形で成文化されているところはむしろ少ないといえる。しかし、ではそのような規制が村落生活のなかになかったかといえは、そんなことはない。隣り組などの見舞や互助のことを思い起こせばすぐわかるであろう。

慣習法として存在しているものに、馬入れ道に桑の二年木は立てない、コサ伐りをする、田畑屋敷の境界より一、五尺以上あけて桑(樹木・屏など)を植えるなど、各地で聞くところである。

このようなこともすべてケイヤク(寄合)で決定する。決定したことは必ず記録して実行に移される。その例をあげるならば、長野原町大津の「坪井契約」などは、古い不用部分は処理してしまっても、なお現在に至るまでの記録が多数残っている。中之条町の「只則契約決議簿」には、明治四十一年より大正十四年まで大字只則のことが記録されている。このようなものも、戦後の大きな生活改変のなかで、大切に保管したいものである。

歴史学習における文書館資料の活用

——中学校「地租改正」の授業例——

主幹兼専門員 石田和男

一、はじめに

文書館には現在約十四万点の古文書と五万冊余の行政文書が収蔵されています。これらの文書は、すべて郷土の歴史に関する地域資料ですが、そのまま教材として使えるというわけにはいきません。教材化が必要です。

そこで、文書館では『文書館だより』を通して小中高校の歴史的学習における本館収蔵資料の教材化の例を紹介してきました。今回は中学校の小単元「明治維新」における「地租改正」の授業での地域資料の教材化の例を考えてみました。

二、教材化の視点

教材化にあたっては、まず地域資料を取り上げる視点を検討する必要があります。一般的には①生徒の興味・関心をよび起こすことができるものか。②地域の特色、変容、発展をわからせることができるものか。③前後の学習配列を乱すことなく受容できるものか、などの視点が考えられます。いずれにしても資料の内容・価値や学習内容等を含めて検討することが大切です。本授業例で取り上げる資料の視点は後述します。

素材が決つたら、次に年間指導計画の

どの単元のどこに位置づけるかを検討する必要があります。これは地域資料の取り上げ方によって変わってきます。すなわち、①地域学習をするために取り上げるのか。②通史学習の中に地域の関連史実を取り上げるのか。③主題学習として地域史を取り上げるのか、などによって変わります。中学校では②の取り上げ方が一般的です。本授業例も②の例です。

本小単元「明治維新」の指導計画と地域資料の位置づけは次のとおりです。

- ①新政府の方針と廃藩置県……………一時
 - ②新しい身分制度と徴兵令……………一時
 - ③地租改正……………一時
 - ④外交の展開(官倉使節団、領土の確定) 一時
 - ⑤近代産業の育成(官営工場、北海道……………一時
 - ⑥文明開化(学制、近代思想)……………一時
- 地域資料については①では群馬県の実立、③では本県の改正事業の実際、⑤では富岡製糸工場、⑥では本県の学校設立状況などの資料の活用が可能です。
- 最後に単位時間の学習への位置づけの検討です。これは学習の方法、学習や資料の内容によって異なるので多くの実践に

よって確かめていくのがよいと思われれます。一般的に導入段階での地域教材の活用は学習への興味・関心、学習意欲を高める糸口となり、展開の段階では学習内容や課題の追求を一層深め、整理段階では今後の学習への意欲づけがはかれるものと考えられます。

この例では、主として展開の段階において中央史あるいは通史を実証する事例として地域資料を取り上げてみました。すなわち、地租改正の内容を通史として概観させたいうえで、本県の改正事業の実際を調べさせ、改正の意図を具体的に追求させようと考えたのです。

三、資料の紹介

ここでは、本時の学習で使用する資料のうち、文書館にある地域資料のみについて、概要と活用方法を紹介します。

①地租改正条例

明治六年七月二十八日太政官布告第二



改正地券 (明治12年)
萩原家文書 (富士見村)

七二号で七章から成る活版印刷のものです。そのうち改正の中核的内容である前文と二・六章をコピーし、読み下し文を付して配付します。

②③④地籍図・地引絵図・地引帳・地券

それぞれ土地の所有権を確定するために作成されたもので県下各町村のものがあります。これには一筆ごとの所在地、地目、面積、所有者などが記載されています。地券はほかに地価・地租を確認するにも活用できます。

⑤⑥地租改正着手心得、土地丈量日記

前者は明治八年十月本県布達第一五〇号及び九年二月布達第十六号で活字のものです。十字法・三斜法の測量の仕方の部分だけを使います。後者は群馬郡大友村(現前橋市)の地引帳の巻末に記されたもので測量時の苦心がわかります。

⑦反当りの収獲高、地価、地租の平均表

大蔵省への「地租改正報告書」の中にある表で、本県の田畑宅地別の収獲高、地価、地租の平均、最高最低がわかります。これをもとに地価の算定方法を説明します。(群馬県の歴史) 山田武磨著

⑧地租改正前と後の反別、地租の対比表

出典は⑦と同じで、改正の前と後の田畑宅地市街地山林原野等の反別、地租の増減を示したものです。これによって地租が相当増加したことなど、改正の結果をまとめます。

四. 本時の学習 「地租改正」

- 目 標 地租改正は新政府財政収入の安定を図り、近代国家建設の基盤を確立するために実施されたことを、身近な地域資料を通して理解させる。

ね ら い	学 習 活 動	指 導 上 の 留 意 点	資 料
1. 本時の学習を確認させる	○ 本時の学習を年表で確認し発表する。	・ 年表を見て、本時が地租改正の学習であることを発表させる。	年 表
2. 地租改正の内容を理解させる	○ 地租改正条例について調べ改正点を発表する。 ・ 土地所有権を認める ・ 地価をきめる ・ 税率は地価の100分の3 ・ 現金で納める	・ ここでは教科書や地租改正条例によって地租改正の概要を調べさせる。 ・ 地租改正条例は文書館蔵の現物をコピーし、読み下し文を付けて配付する。 ・ 江戸時代の賃租を比較させ、変わった点、変わらなかった点を明らかにする	教科書 ①地租改正条例
3. 地租改正の実態を理解させる	○ 本県における地租改正事業の実態を調べる。 ・ 土地の所有権の確定方法について ・ 地引絵図や地引帳の作成意図 ・ 壬申地券と改正地券 ・ 測量の仕方と苦労について ・ 十字法と三斜法 ・ 改正の掛、役人、測量用具、測量士、絵師、模範村の設定 ・ 地価の算定方法について ・ 土地の格付け ・ 米麦価、収穫高による地価の算定 ・ 地租の算定方法について ・ 地価の3%の重さ ・ 本県と全国の平均地租 ・ 地租改正の結果について ・ 総反別、地租総額の増加 ・ 山林原野の地租 ・ 地券発行数、土地所有者数 ・ 1人当りの反別と地租	・ 本県では明治9年に始まり14年までかかった大事業であったことを説明する。 ・ 地域の地籍図や地券を提示し、何のために作成されたものかを考えさせる。 ・ 所有権を認めるために地籍図、地引帳が作成され、地券が発行されたことを補説する。 ・ 地租改正着手心得により測量の方法を知らせ、丈量日記によって測量の過程や苦労をわからせる。 ・ 資料は印刷して、個々に配布する。OHPも併用する。 ・ 耕地地を14等級に分け、収穫高を調べ、明治3年以降5年間の米麦の平均価格を基準に算出されたことを説明する。 ・ 地租は旧来の年貢収入を下まわらぬようにしたため重税であったことに気づかせる。 ・ 本県の地租は全国平均に比べても高かったことに気づかせる。 ・ 本県の総反別、地租総額が旧に比べて相当増加し、特に山林原野が新たに地租の対象になったことに気づかせる。	②地引絵図 ③地券 ④地引帳 ⑤地租改正着手心得 ⑥土地丈量日記(大友村) ⑦反当りの収穫高、地価・地租の平均表 ⑧地租改正前と後の反別・地租の対比表
4. 地租改正を行った理由を考えさせる	○ 政府の意図を考え、その根拠を資料に基づいて説明する。 ・ 財政収入を安定させるため ・ 税率が全国一律である ・ 収穫高や米価に左右されない ・ 金納で徴収しやすい ・ 多くの財源が必要であったため ・ 近代的な兵制や士族対策 ・ 官営工場などの近代産業の育成 ・ 地租改正と富国強兵策	・ 財政収入の安定性と必要性という視点からまとめる。 ・ なぜ地租にしたのか、なぜ金納にしたのか、という視点から追求させ、それによって財政収入が安定するかを考えさせる。 ・ 教科書、資料集、2・3の段階で活用した資料によって説明させるようにする。 ・ 江戸時代の年貢制度と比較して説明させる。 ・ 新政府の諸政策には莫大な財政収入が必要であったことに気づかせる。 ・ 日本を取り巻く社会情勢に着目させ、日本の独立と近代国家をめざすには諸政策が必要であったことに気づかせる。 ・ 財源を地租に頼らざるを得なかった当時の経済事情にもふれる	①地租改正条例 ③地 券 ・ 当時の政府の収入と支出(表) ・ 租税総額に占める地租の割合(グラフ)
5. 地租改正の問題点に気づかせる	○ 地租改正の問題点を考え話し合う。 ・ 農民の負担の重さ ・ 金の調達への苦慮 ・ 小作人の増加 ・ 地租改正反対一揆 ・ 榛名山麓の村の秣場騒動	・ 地租以外に村費、学校費などが加わったことを説明する。 ・ 地主と小作人の負担の違いを明らかにし、地主に有利で貧富の差が拡大したことに気づかせる。 ・ 地租改正に反対する農民一揆が各地で起こり税率が引下げられたことに気づかせる。 ・ 明治13年榛名山麓一帯の秣場騒動にも簡単にふれる。	・ 地租改正後の地主、小作人、国家の収入配分の変化(グラフ) ・ 地租改正反対一揆の分布(地図)
6. 本時のまとめ	地租改正の意義をまとめ、次時の学習内容を確認する。	○ 地租改正の意義をまとめ、それが富国強兵策の一環であったことを確認する。	

○印は地域資料

浩宮様が本館をご視察

— 収蔵文書をご観覧 —

伊香保団体の開会式にご出席のため来
県された浩宮様が、一月二十六日午後二
時から一時間、本館をご視察されました。
本館では館長のご案内により展示室の常
設展示と研修室の特別展示をご覧になり
ました。



「浅間焼けの文書」等をご覧になりまし
た。国絵図は幕府の命によって前橋藩主
酒井氏が作製したもので、縦横五^分が余も
あるものです。殿下は絵図の精密さに目
をとめられ、「どう測量したのですか」な
どのご質問をされました。

常設展示では「上
利根川水運史」「群
馬の蚕糸業」「新収
蔵文書」等の展示を
ご覧になりました。

関所文書では、西牧関
所の関守は四ヶ村の名主
があつたという館長が
ご説明に「給料は幕府が
出したのですか」と関所
の管理運営に関心を示さ
れました。また、浅間焼け
の文書では、旧新堀村の
被害状況を記録した文書
をお手にとつて読まれ
「どこに保存されていた
のですか」などお尋ねになられ、興味深く
ご覧になりました。

た平塚河岸の文書を館長と共に読まれ
「文書の差出人はどういう人たちです
か」など熱心に質問されました。また、
蚕糸業や現在県内でつくられている和紙
の展示にも関心を示されました。

特別展示では「元禄の上野国絵図」(高
野家寄託)「上州の関所文書」(神戸家寄託)

館員の説明を聞きながら、熱心に観覧さ
れました。

公文書館法 (昭和六十二年 法律第百十五号)

(目的)

第一条 この法律は、公文書等を歴史資
料として保存し、利用に供することの
重要性にかんがみ、公文書館に関し必
要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公文書等」
とは、国又は地方公共団体が保管する
公文書その他の記録(現用のものを除
く。)をいう。

(責務)

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資
料として重要な公文書等の保存及び利
用に関し、適切な措置を講ずる責務を
有する。

(公文書館)

第四条 公文書館は、歴史資料として重
要な公文書等を保存し、閲覧に供する
とともに、これに関連する調査研究を
行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料とし
て重要な公文書等についての調査研究
を行う専門職員その他必要な職員を置
くものとする。

第五条 公文書館は、国又は地方公共団
体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の
当該設置に関する事項は、当該地方公

共団体の条例で定めなければならない
い。

(資金の融通等)

第六条 国は、地方公共団体に対し、公
文書館の設置に必要な資金の融通又は
あつせんに努めるものとする。

(技術上の指導等)

第七条 内閣総理大臣は、地方公共団体
に対し、その求めに応じて、公文書館
の運営に関し、技術上の指導又は助言
を行うことができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して
六月を超えない範囲内において政令で
定める日から施行する。

(専門職員についての特例)

2 当分の間、地方公共団体が設置する
公文書館には、第四条第二項の専門職
員を置かないことができる。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第
百二十七号)の一部を次のように改正
する。
第四条第七号の次に次の一号を加え
る。

七の二 公文書館法(昭和六十二年
法律第百十五号)の施行に関する
こと。

文書にみる森下村の交通とくらし

——真下一久家文書の紹介——

主幹兼専門員 駒形義夫

新たに閲覧できる真下家文書は、昭和五十七年に利根郡昭和村森下の真下一久氏よりご寄託いただいたものです。

旧森下村は利根川の左岸に位置し、古くは沼田街道が通り、沼田より江戸へ往來する宿駅としてにぎわいました。南は南雲宿、北は沼田城下へと結ばれていました。天正十八年（一五九〇）に家康が関東へ入国すると、前橋城代平岩親吉にこの地を治めさせ、その後、酒井・松平と代々前橋藩の所領となり明治時代を迎えました。明治二十二年の町村制実施で隣村椽久保・川額と合併し久呂保村となり、同二十九年利根郡へ所属しました。昭和三十三年糸之瀬村と合併し現村名の昭和村となったわけです。

文書を伝存した真下家は江戸時代同村の名主を勤めていました。代々「三郎兵衛」を襲名することが多かったようです。

今回閲覧に供される文書は一、四〇〇点。年代的には寛文期（一六六一〜七二二）ごろを上限に明治期までですが、幕末期のものも比較的多く伝存しております。特色ある資料をいくつか紹介します。

と、元禄七年（一六九四）二月、前橋藩に対して村に市を立てることを願ひ出した文書（文書番号六七四）があります。それによりまずと、七十年前馬町立はしたが、他の商いはとくに決めていなかったため、今度は市を立てをし諸商いを正式に認可してほしいこと。また、近村でも森下に市ができることを願っているとかかれています。同年六月には許され、「相定申事」（写真、同五三〇、関連五二九）の中で、商品出荷の事、店役銭（出店のための口銭）は取らない事、等を取り決めていきます。

また、交通上の立地から、享保六年（一七二一）に、川額・貝之瀬・生越の三村と沼田街道の馬継利権をめぐって争い、森下村は天正以来の馬継ぎ権を立証し勝訴しています（村誌「久呂保」）。宿機能である馬継ぎをめぐっての争いはその後も頻発し、真下家文書中にも、沼田検断の荷扱いをめぐっての争い、利根左岸にある森下側と右岸にある白井等の沼田街道西通村々との荷継係争文書類（同五二六外）などが残されています。

なお、名主家文書として、田畑寄帳、

同勘定帳、年貢諸帳、五人組帳、人別増減帳など基本諸帳簿も残され、前出村誌等にも利用されています。

次に、資料を通して具体的に当時の生活の一面をご紹介します。

「勝手小遣帳」嘉永三年（三二四）からは、幕末期の農村の食事内容や物価を知ることが出来ます。同帳の六月二十五日の記事に「白箸九文、椎茸八個六十文、ふし（鯉節か）一本一匁七分、味酢壹合と砂糖百文、鮎十三尾龍藏持参五四〇文、玉子八個百文、豆腐四丁四十八文（以下略）。

椎茸などの煮しめに、冷奴、玉子汁、主菜は鮎の塩焼でしょうか。だしは鯉節でとり、味酢で味付けとはなかなか豪華なもの。わざわざ白い新しい箸が用意さ



市場規定（元禄7年、文書番号530）

れたのは、来客のための膳部なのでしよう。賞味する人の顔が想像できるようにです。

また、嘉永五年の「夫銭帳」（二九九）からは村の名主所の経費がわかります。筆墨料紙代、村役人出張経費等が細かに記されているとともに、概観して目をひくことは、浪人や旅僧等に対する合力、喜捨の類が多いことです。（二月二十日）浪人一人三十二文、旅僧一人十六文、（同二十一日）浪人四人四〇〇文、（同二十三日）浪人十二人三〇〇文、（閏二月六日）浪人四人二百文、（同十七日）旅僧一人宿泊提供二〇〇文、（同二十二日）浪人拾四人三百文等々であり、この外に御師や神主への宿泊提供や立替金などもあり、合わせれば村の負担額も馬鹿になりません。

文政年間に関東全域に新しい村方統制が実施され、治安対策として組合村が設けられました。無宿・長脇差の取り締まりとともに、資料にみるような浪人等の村内立入りや合力銭支出、宿賃も禁ぜられました。しかし現実には、それらを根絶できなかったようです。同家の天保十二年（一八四一）の資料（六九八）にも取り締り書類を見ることが出来ます。残された古文書資料の中から、郷土の先人たちの息づかいが聞こえてきませんか。ご来館、ご利用をお待ちしています。

新たに収蔵された

古文書

昨年七月以降、本館に寄託された古文書は、次表のとおりです。

種別	名称	住所
寄託	新治村布施区有文書	新治村
	丑木寿美家文書	藤岡市
	奈良崎重三郎家文書	前橋市
	中島正家文書	新治村
	吉沢純一郎家文書	前橋市
高野清氏収集文書	吉倉一家文書	前橋市
		前橋市

今年度、本館に収蔵された文書のうち丑木家文書は、丑木寿美氏本人の中小高時代の通知表や同窓会誌等であり、奈良崎家文書は、各種の證書類や、往来物等です。中島家文書は、太閤記、吉沢家文書は、先祖の由来を記したものです。高野家の文書は、元禄期の上野国絵図で貴重な歴史資料です。

新治村布施区有文書は、布施の稲荷神社の倉の箆等に保存されていた旧布施村の古文書です。

文書の点数は、近世文書五八五点と近代現代文書百点から成り、文書のいたみも少く保存状態は良いものです。

近世文書の中には、貞享三年二月の検地帳、これは、前橋藩主酒井河内守忠幸の家来高須隼人が、真田氏改易後の沼田領の再検地の時のものです。又多数の同一の史料があるものとしては、各種證文を年々まとめた加判帳、年貢割付状、年貢皆済目録、絵図等があり、豊富な地方史料が残されています。その中の一つに、村役人(名主と組頭)と宿役人(問屋と年寄)とが、問屋給分の勘定をめぐって対立、その結果は、千手院の僧の意見に従い、従来通り無給とし、両方が往還の御用など諸事を相談して勤めることと取りきめた「和融一札の事」という史料があります。布施村は、昔から、旧三国街道が走り、越後通りの交通の要所であり、継立をめぐる村内の様子が伺えます。



明治期の布達全書
(布施区有文書)

また近現代文書では、「群馬県布達全書」明治六年から十六年までのものが揃っており、明治初期の歴史を調べる上で基本的史料と考えられます。

(主幹兼専門員 田嶋 亘)

文書館企画展

「甦る地籍図展」

を終えて

昨年十月二十日から開催された「甦る地籍図」展は盛況のうちに終了し、多くの反響がありました。この地籍図は明治初年の土地利用や村落景観を知るうえで貴重な資料であり、NHK、群馬テレビ、新聞等でも紹介され、本県はもちろん関東各県からも入館者が見られました。

また、展示の記念講演として地籍図の第一人者である佐藤基次郎先生(日本女子大学名誉教授)の「地籍図の作成とその特徴」が実施されましたが、会場いっぱいの一八名の参加者がありました。これを機会に佐藤先生のお口添えもあり、日本地理学会の地籍図研究グループの展観をはじめ、十一月十六日には西川治先生(東京大学名誉教授)の来館、それにとりなつて小寺副知事、千吉良教育長、女屋総務部長も共に展観され、地籍図の保存利用対策についてご指導を得ることができました。

県民の方々からも地籍図を地域理解とふるさとづくりの基礎資料にしたいという要望が多く寄せられました。本館にはこれらの地籍図が全県下にわたり一、一八八枚保存されており、閲覧もできますので、ぜひご利用ください。



企画展「甦る地籍図」の風景

展示アンケートから

- 絵画のみでなく文書もゆとりをもって配置されている。
- 項目ごとに系統的に展示しており、解説の字も大きくわかりやすい。
- 地籍図作成の用具や手引書、地番のつけ方に興味をもった。
- 起こし立て絵図のような立体的な地図の描写、色彩豊かで写実的な色分け描写には目をみはるものがあった。
- 専門的すぎて「地籍図とは何か」の初歩的な解説がほしかった。
- 地籍図を同寸で複写できるとよい。

レファレンス コーナー！

難解文字解説のためのヒント

毎月、第二・四水曜（午後）の相談日も、お陰様で多くの方々の御利用をいただき、既に今年度は十二月一日現在の受付件数が、昨年度総数を遥かに上回っています。ところで、それを、相談内容別にみえますと、群を抜いて多いのはやはり、古文書の文字読解に関するもので、全体の半数近くを占めています。

その中に、先日、「女房縁組に関する送り証文の宛て名がむずかしいので読んでほしい。」というものがありません。文章中の単語ならば、その前後の筋から、こんな言葉がくるはずだという見当をつけて読むこともできますが、一度きり出てこない名前では、そもいけません。そこで、その文章から離れて、ちよつと頭を働かせてみましょう。

幕藩体制下においては、村単位で調査された家族構成の記録が、定期的に支配者に提出されることになっていました。それを見れば家族の名前はもちろん縁組、離別等で生じた変化も、明らかにあります。その「記録」とは、「宗門人別帳」

といわれるもので、旧名主宅の文書の中などにその控が残されています。古文書を読むに際しては、文字づらで、すぐあきらめたりせず、関連する資料や文書にあたってみるという姿勢も大切です。（囑託・斉藤明子）



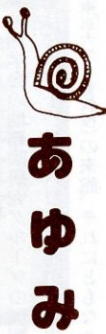
●群馬県行政文書件名目録第1集（明治期地方編1）発刊

本目録は先に刊行した「行政文書簿冊目録・明治編」の分類項目の「地方」にあたる簿冊の件名七、二八二件を内容事項によって分類して収録した目録です。内容ごとに文書名、郡市町村名、文書作成年月日、文書の所在ページ等を記載しており、当時の郡市町村行政に関する文書の検索が直ちにできます。

- 新たに閲覧できるマイクログ撮影文書
 - ①高崎市竜見町・川合家文書
 - 高崎藩大河内家の家臣の家柄で、藩士分限帳、指物帖、由緒書など一七六点
 - ②神奈川県藤沢市・金沢氏蒐集文書
 - 五人組帳や宗門帳、検地帳のほか、文政の改革組合村関係の諸法令、館林城引渡し一件等の領主関係文書など七六六
 - ③藤沢市文書館蔵・金沢氏蒐集文書
 - 大胡城絵図や館林領五郡農家水配鑑、利根川加用水絵図面など五五五

●常設展のご案内

展示室では、三月三十一日まで常設展を開催しております。主な内容は①上利根川の水運の歴史、②群馬の蚕糸業など郷土群馬に関わりの深いものです。その他文書館の業務の一端をご理解いただくコーナーとして、古文書等の受け入れから整理までと、新たに收藏された前橋市田口町、月夜野町川木家、新治村布施区有の文書紹介も特設しています。



あゆみ

- 群馬県文書調査員会議
- 高橋正彦（慶応大学教授）
- 高橋敏（群馬大学教授）
- 林玲子（流通経済大学教授）
- 皇族浩宮さまご来館
- 岡田昭二（文書館主事）
- 第20回長期古文書解説講座
- 小暮隆志（文書館主任）
- 六十二年度講座修了式

62・10・20	企画展「甦る地籍図」開始	62・11・22	第14回長期古文書講座
62・10・24	企画展記念講演会「地籍図とその利用」佐藤甚次郎（日本女子大学名誉教授）	62・11・16	西川治（東京大学名誉教授）、小寺副知事、千吉良教育長ら地籍図展に来館
62・11・2	古文書寄贈、寄託者感謝状贈呈式	62・11・16	飯倉晴武宮内庁書陵部調査官
62・11・9	議会図書室文書、新聞受入	62・12・9	議会図書室文書、新聞受入
62・12・11	行政文書古文書、一括燻蒸	62・12・11	行政文書古文書、一括燻蒸
62・12・13	第15・16回長期古文書講座	62・12・13	第15・16回長期古文書講座
63・1・17	第17回長期古文書解説講座	63・1・17	第17回長期古文書解説講座
63・1・24	第18回長期古文書解説講座	63・1・24	第18回長期古文書解説講座
63・1・26	皇族浩宮さまご来館	63・1・26	皇族浩宮さまご来館
63・1・31	第19回長期古文書解説講座	63・1・31	第19回長期古文書解説講座
63・2・7	第20回長期古文書解説講座	63・2・7	第20回長期古文書解説講座

発行／群馬県立文書館
〒370 前橋市文京町三丁目七番六号
印刷／朝日印刷工業株式会社
☎(0281) 51-1133
☎(0281) 51-1133
〒370 前橋市文京町三丁目七番六号
☎(0281) 51-1133
☎(0281) 51-1133